



IT技術者の 研修費を補助します

補助額は1年あたり

最大 **500万円**

補助期間は

最大 **5年間**

函館市内に
立地した市外IT企業
(立地IT企業)



人材支援

研修費補助

協力

市内IT企業

(立地企業支援市内IT企業)

函館市

研修費補助

※IT企業とは下記の業種を指しています
 ソフトウェア業
 情報処理・提供サービス業
 ポータルサイト・サーバ運営業
 アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ
 インターネット利用サポート業
 デザイン業

お問い合わせ
 函館市役所経済部工業振興課
 電話: 0138-21-3316
 FAX: 0138-27-0460
 E-mail: kougyou1@city.hakodate.hokkaido.jp

IT技術者人材育成支援補助金 概要

函館市に企業立地を行う者が、事業の実施に伴い新たに雇用する正規労働者等に対して行う研修や、企業立地に際して人材確保および人材育成を図ろうとする立地企業支援市内IT企業に対し、研修費を助成します。

1. 対象地区 函館市内全域
2. 対象業種 ソフトウェア業／情報処理、提供サービス業／ポータルサイト、サーバ運営業／アプリケーション、サービス、コンテンツ、プロバイダ／インターネット利用サービス業／デザイン業

交付対象事業者	補助要件/ 雇用増	助成内容				
		助成額		限度額	通算限度額	
立地IT企業 ※1	【参考】 企業立地補助金	5年間にわたり 雇用増1人あたり50万円		1年あたり 5,000万円	1社 あたり 5年間で 2億円	
		賃料が発生した日から 5年間にわたりオフィス賃料の50%		1年あたり 1,000万円		
	3人以上 新設または 増設	常用 雇用者 ※3	賃金 助成	1時間あたり800円、 320時間を上限とする	労働者1人 あたり 30万円	1社 あたり 単年度で 500万円
			経費 助成	講師の謝金・旅費、指導者人件費、 旅費（指導者が本社等から派遣される場合）、受講料、委託料、教材費、会場借上料、設備機器等使用料（ただし、国助成金等の措置部分を除く。）の1/2以内		
		短時間 労働者 ※4	賃金 助成	1時間あたり800円、 220時間を上限とする	労働者1人 あたり 20万円	
			経費 助成	立地にあたって新たに雇用した常用雇用者に同じ		
立地企業 支援市内 IT企業 ※2	正規 雇用者 ※5	賃金 助成	1時間あたり1,200円、 320時間を上限とする	労働者1人 あたり 50万円		
		経費 助成	立地にあたって新たに雇用した常用雇用者に同じ			

※1 函館市企業立地の促進に関する条例施行規則（平成20年函館市規則第90号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定による立地計画の認定を受けたIT事業者をいう。

【補助対象期間：立地計画認定日を含む5年度】

※企業立地補助金は操業開始日またはオフィス賃料発生日の遅い方の日から5年間

※2 市内に本社または支店を置くIT事業者のうち、立地IT企業または立地IT企業となる可能性のあるIT企業と支援協定を締結し、かつ、IT技術者の出向等の人的支援を行う事業者をいう。

【補助対象期間：支援協定締結日を含む5年度】

※3 立地にあたって新たに雇用した者で、厚生年金保険、雇用保険、健康保険の被保険者となっている者をいう。

※4 立地にあたって新たに雇用した者で、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働のうち、雇用期間が3カ月以上の者をいう。

※5 支援協定の締結日までに雇用している常用雇用者をいう。